別紙様式1(第5条関係)

年　　月　　日

静岡大学発ベンチャー称号授与申請書

　静岡大学長　　　　殿

(申請者)

所属

職名

氏名

　下記のとおり静岡大学発ベンチャーの称号授与を申請します。

　なお，称号授与のうえは，静岡大学における静岡大学発ベンチャーの称号授与に関する規則及びその他の諸規則を遵守することを誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ①　企業名 | 　 |
| ②　所在地 | 〒 |
| ③　代表者名 | 　 |
| ④　代表者区分 | 　 |
| ⑤　連絡先(電話番号及びE-mail) | 　 |
| ⑥　事業開始日等 | 事業開始日 | 　 |
| 設立日 | 　 |
| 事業開始予定日 | 　 |
| ⑦　分野 | 　 |
| ⑧　資本の額(又は出資の総額) | 　 |
| ⑨　常時使用従業員数 | 　 |
| ⑩　事業の形態 | 　 |
| ⑪　事業の概要 | 　 |
| ⑫　事業化しようとする研究成果の概要 | 　 |
| ⑬　ベンチャー設立形態 | 　 |
| ⑭　静岡大学の研究成果であることの説明　　(関連する研究者名等) | 　 |
| ⑮　静岡大学において事業化を行う必要理由 | 　 |
| ⑯　事業予定及びその準備活動のスケジュール | 　 |

1　各項目の記入要領

　(1)　④「代表者の区分」については，以下の中から選択して記入すること。

　　　　　　教職員，学生，第三者

　(2)　⑥「事業開始日」とは，営利を目的とした事業を反復継続し始めた日であり，個人事業の開始にあっては，所得税法第229条の「開業の届出」を税務署長に提出した開業日がそれに当たる。

　(3)　⑦「分野」は，以下の中から選択して記入すること。

　　　　　　IT(ソフト，ハード)，バイオ・医療，環境，素材・材料，機械・装置，その他

　(4)　⑩「事業の形態」は，その種類を以下の例を参考として記入すること。

　　　　　　例)　株式会社，合同会社(LLC)，有限責任事業組合(LLP)，企業組合，協業組合，事業協同組合，事業協同小組合　等

　(5)　⑬「ベンチャーの設立形態」については，以下の中から選択して記入すること。

ア　本学の教職員・学生が設立者及びその設立に深く関与した者となり、起業したベンチャー企業。ただし、教職員の退職、学生の卒業等からベンチャー企業設立まで他の職に就かず、かつ、起業までの期間が３年以内の事例に限る。

イ　本学又は本学の教員が所有する特許を基に起業したベンチャー企業

ウ　本学から技術移転を受けたベンチャー企業

エ　本学との共同研究を基に、新たな事業を興したベンチャー企業

オ　大学の技術等を事業化する際に、大学独自の資金及び人材の供給システムを活用した企業

　(6)　⑭「静岡大学の研究成果であることの説明」には，例えば，特許の場合は発明者とその所属を記入すること。

　(7)　⑯「事業予定及びその準備活動のスケジュール」は，創業を行おうとする場合にのみ記入すること。

2　添付資料

　(1)　個人の場合(a又はb)

　　　　a　事業を開始した日が確認できる書類(所得税法第229条に基づき，税務署長に提出された「開業の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し　等

　　　　b　1年以内に創業を行おうとする個人にあっては，その旨の誓約書

　(2)　法人の場合(c又はd)

　　　　c　設立の日及び役員が確認できる書類(法務局発行の「履歴事項全部証明書」の写し、法人税法第148条に基づき，税務署長に提出された「設立の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し　等

　　　　d　これから設立する法人については定款（案）の写し

(参考)

　※　所得税法第229条

　　　(開業の届出)

　　　　居住者又は非居住者は，国内において新たに不動産所得，事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し，又は当該事業に係る事務所，事業所その他これらに準ずるものを設け，若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には，財務省令で定めるところにより，その旨その他必要な事項を記載した届出書を，その事実があった日から一月以内に，税務署長に提出しなければならない。

　※　法人税法第148条

　　　(内国普通法人等の設立の届出)

　　　　新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は，その設立の日以後2月以内に，次に掲げる事項を記載した届出書にその設立の時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し，これを納税地(連結子法人にあっては，その本店又は主たる事務所の所在地。第1号において同じ。)の所轄税務署長に提出しなければならない。

　　　　1　その納税地

　　　　2　その事業の目的

　　　　3　その設立の日